②㈠の「技術提案［施工計画］」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、内容に応じて、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（０点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。

⑶　第１号　3⑶に同じ

⑷　⑵②㈠「覆工コンクリートのひび割れを抑制する具体的な配慮事項」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点を減ずる。

⑸　第１号　3⑸に同じ

4　入札手続等

⑴～⑸　第１号　4⑴～⑸

⑹　第１号　4⑹に同じ

①～②　第１号　4⑹①～②に同じ

③　郵送等による入札の受領期限は、平成25年９月４日12時00分　送付先は、関東地方整備局総務部契約課契約第一係。

開札は、平成25年９月９日11時30分　関東地方整備局総務部契約課にて行う。

5　その他

⑴～⑱　第１号　5⑴～⑱に同じ

6　Summary

⑴～⑵　The same with notice above (NO. 1)

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Chubu-Oudan Wada tunnel.

⑷～⑹　The same with notice above (NO. 1)

○第３号

次のとおり一般競争入札に付します。

本入札公告に記載の工事は、技術提案を共通化できる２件の工事を対象に、一括して公告し、審査を実施する試行工事である。

本件の入札にあたっては、電子入札システムにおいて２件の工事が別々に案件登録されているので、複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事毎に申請書の提出及び入札が必要である。

なお、希望工事のみに申請書を提出することもできる。

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　①圏央道五霞地区高架橋上部その５工事（以下「①工事」という）

②圏央道五霞地区高架橋上部その６工事（以下「②工事」という）

（①工事、②工事共に電子入札対象案件）

⑶　工事場所　①工事　茨城県猿島郡五霞町江川地先

②工事　自）茨城県猿島郡五霞町江川　至）茨城県猿島郡五霞町山王山

⑷　工事内容

①工事　五霞９号橋（上下線）　橋種　鋼５径間連続少数鈑桁橋　橋長　Ｌ＝212.0m　支間長　Ｌ＝41.7m＋42.4m＊３＋41.7m　幅員　21.31～33.625m　床版支間長　6.5m　五霞10号橋（上り線）　橋種　鋼３径間連続少数鈑桁橋　橋長　Ｌ＝154.0m　支間長　Ｌ＝49.3m＋62.0m＋41.3m　幅員　10.31m　床版支間長　6.5m　工場製作工　約1,400ｔ　工場塗装工　約17,200㎡　工場製品輸送工　１式　架設工（クレーンベント工法）　１式　現場塗装工　約1,100㎡　合成床版工　約7,500㎡　橋梁付属物工　１式

②工事　五霞11号橋（上り線）　橋種　鋼９径間連続少数鈑桁橋　橋長　Ｌ＝359.75m　支間長　Ｌ＝39.25m＋40.0m＊７＋39.25m　幅員　10.5～13.0m　床版支間長　6.5m　五霞12号橋（上り線）　橋種　鋼９径間連続少数鈑桁橋　橋長　Ｌ＝359.8m　支間長　Ｌ＝40.25m＋41.0m＊２＋42.0m＋39.0m＊４＋38.25m　幅員　10.5m　床版支間長　6.5m　工場製作工　約1,400ｔ　工場塗装工　約16,700㎡　工場製品輸送工　１式　架設工（クレーンベント工法）　１式　現場塗装工　約800㎡　合成床版工　約8,000㎡　橋梁付属物工　１式

⑸　工期　①工事、②工事共に契約締結の翌日から平成26年10月31日まで。

⑹　使用する主要な資機材　①工事、②工事共に鋼材　約1,400ｔ

⑺　本工事は、入札時に技術提案［施工計画］を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の試行工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑻～⑾　第１号　1⑻～⑾に同じ

⑿　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、入札日から過去２年以内に70点未満の工事成績評定を通知された関東地方整備局が発注し完成した工事がある者に対して、現場代理人と監理技術者の兼務を認めないこととする試行対象工事である。なお、5⑺で定める監理技術者とは別に配置する技術者とも兼務を認めない。

⒀　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリングの実施等を行い、乖離理由を検討したうえで場合によっては工事成績評定を減ずる試行対象工事である。なお、工事コスト調査の内訳については、工事コスト調査終了後関東地方整備局又は北首都国道事務所のホームページにより公表する。

⒁～⒆　第１号　1⒁～⒆に同じ

2　競争参加資格

⑴～⑶　第１号　2⑴①～③に同じ

⑷　平成10年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の製作及び架設の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

㈠　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

㈡　橋梁形式が下記を除く鋼橋であること。

ア）３径間以下の鈑桁橋

イ）３径間以下の箱桁橋

ただし、連続桁の鋼床版鈑桁橋並びに連続桁の鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。

㈢　最大支間長が30m以上であること。

㈣　床版支間5.0m以上の鋼コンクリート合成床版の施工が含まれている工事であること。

ただし、上記㈠～㈢は同一工事とし、㈣は別工事でもよい。なお、㈣を別工事とする場合は㈠を満たすこと。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記の施工実績を有し、他の構成員は、元請けとして完成・引渡しが完了した上記㈠、㈡の施工実績を有すること。

ただし、上記㈠、㈡は同一工事であること。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑸　第１号　2⑴⑤に同じ

⑹　①工事、②工事共に現地での設置期間について、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、現地での架設期間は平成26年１月から平成26年10月を予定する。

なお、本公告において申請できる技術者は、１名とする（上記１⑵に示した一括審査対象工事２件で１名）。

①　第１号　2⑵①に同じ

②　１人の者が、平成10年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑷に掲げる工事の架設現場に従事した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、上記㈠～㈢は同一工事とし、㈣は別工事でもよい。なお、㈣を別工事とする場合は㈠を満たすこと。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。経常建設共同企業体にあっては、１社の主任技術者又は監理技術者が上記の施工経験を有していればよい。